

やまなし KAITEKI 住宅プロモーション事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、県民の住まいに関するリテラシーの向上と『やまなし KAITEKI 住宅』の普及を図るため、公益社団法人山梨県建設技術センター（以下「補助事業者」という。）が実施する普及啓発等に関する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「『やまなし KAITEKI 住宅』」とは、やまなし KAITEKI 住宅指針（令和7年3月25日付け建住第5132号）に定める KAITEKI 住宅基準を満たし、やまなし KAITEKI 住宅認定制度要綱（令和7年3月25日付け建住第5160号）第3条第3項の認定を受けた次表に掲げる住宅の総称をいう。

住宅の種類（ブランド名称）	適合状況
やまなし KAITEKI 住宅	KAITEKI 住宅基準1及び2
やまなし KAITEKI 住宅/ZERO	KAITEKI 住宅基準1から3
やまなし KAITEKI 住宅/FORET	KAITEKI 住宅基準1、2及び4
やまなし KAITEKI 住宅/ZERO・FORET	KAITEKI 住宅基準1から4
やまなし KAITEKI 住宅リノベ	KAITEKI 住宅基準1及び2
やまなし KAITEKI 住宅リノベ/ZERO	KAITEKI 住宅基準1から3
やまなし KAITEKI 住宅リノベ/FORET	KAITEKI 住宅基準1、2及び4
やまなし KAITEKI 住宅リノベ/ZERO・FORET	KAITEKI 住宅基準1から4

(補助金の交付の対象となる事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、『やまなし KAITEKI 住宅』の普及のために実施する次の各号に掲げる事業であって、当該各号に定めるものとする。

- 一 ポータルサイト構築・運営事業 『やまなし KAITEKI 住宅』の普及に資する次の各号に掲げるコンテンツを提供する WEB サイト及び SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の構築、運営を行う事業。
- イ 『やまなし KAITEKI 住宅』の情報
- ロ 『やまなし KAITEKI 住宅』の認定制度の情報
- ハ 『やまなし KAITEKI 住宅』を手掛けられる事業者等の情報
- ニ 『やまなし KAITEKI 住宅』の建築事例の情報
- ホ 『やまなし KAITEKI 住宅』の取得に係る支援制度等の情報

- ヘ 住まいに関する基礎知識
 - ト 住まいに関するリテラシーの向上に資するコンテンツ
 - チ 前各号に掲げるもののほか『やまなし KAITEKI 住宅』の普及に資するものと認められるコンテンツ
- 二 モデルプラン作成事業 『やまなし KAITEKI 住宅』の普及に資する魅力ある住宅の詳細な設計例を作成するとともに、次の各号に掲げる『やまなし KAITEKI 住宅』の取得を検討する際に参考となる情報を整備する事業。
- イ 『やまなし KAITEKI 住宅』とするために必要な掛かり増し費用
 - ロ 『やまなし KAITEKI 住宅』の光熱費シミュレーション
 - ハ 前各号に掲げるもののほか『やまなし KAITEKI 住宅』の取得を検討する際に参考になると認められる情報
- 三 パンフレット等普及啓発ツール作成事業 『やまなし KAITEKI 住宅』の普及に資するパンフレットを作成する事業。

(補助金の交付の対象となる経費、その補助率及び上限額)

第4条 前条に規定する事業並びにこれらに対する補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、その補助率及び上限額は別表に掲げるとおりとする。

(補助金交付申請書等及び添付書類の様式、提出期限)

第5条 補助事業者は、やまなし KAITEKI 住宅プロモーション事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書（様式第1号の2）
- 二 収支予算書（様式第1号の3）
- 三 補助金の交付の決定前に補助事業に着手する必要がある場合にあつては、当該補助事業の内容とその理由を記載した書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条第1項の申請があつた場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、やまなし KAITEKI 住宅プロモーション事業

費補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助事業者に送付するものとする。

- 2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。
- 二 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けること。
- 三 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- 四 知事は、第5条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- 五 知事は、第5条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（事業内容等の変更）

第8条 前条第一号の規定による承認を受けようとする補助事業者は、やまなし KAITEKI 住宅プロモーション事業費補助金事業変更承認申請書（様式第3号）に第5条第1項各号に掲げる書類（変更に係る部分に限る。）を添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、同条第2項並びに前条第四号及び第五号の規定を適用する。

- 2 知事は、前項の申請があった場合には、書類を審査の上、交付を変更すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定の変更を行い、やまなし KAITEKI 住宅プロモーション事業費補助金交付決定変更通知書（様式第4号）を補助事業者に送付するものとする。
- 3 前条第二号の規定による承認を受けようとする補助事業者は、やまなし KAITEKI 住宅プロモーション事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の申請があった場合には、書類を審査の上、支障がないと認めるときはすみやかに補助事業の中止又は廃止を承認し、やまなし KAITEKI 住宅プロモーション事業費補助金補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）を補助事業者に送付するものとする。

(状況報告)

第9条 知事は、補助事業者に対し、必要に応じ、補助事業の遂行状況を報告させることができる。

(実績報告書及び添付書類の様式、提出期限)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までにやまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金実績報告書(様式第7号)(以下「実績報告書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 事業報告書(様式第7号の2)
- 二 収支決算書(様式第7号の3)
- 三 補助事業に要した経費の支出の事実等が確認できる書類
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

3 補助事業が完了しない場合において補助金の決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助事業者は、交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに当該年度に係る実績報告書に第1項各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、やまなし KAITEKI 住宅プロモーション事業費補助金額の確定通知書(様式第8号)を補助事業者に送付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定報告書(様式第9号)によりすみやかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の交付方法)

第13条 補助金は、精算払とする。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間は、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第15条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかななければならない。

2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、前条第2項の承認を受けた場合は、その年度までとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
ポータルサイト構築・運営事業	委託料	補助対象経費の2分の1以内	4,500千円
モデルプラン作成事業	委託料	補助対象経費の2分の1以内	2,000千円
パンフレット等普及啓発ツール作成事業	一 需用費（印刷製本費等） 二 委託料	補助対象経費の2分の1以内	1,500千円